

相談援助業務

○下表に掲げる業務であって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられている業務に従事した期間は、試験日の前日まで、実務経験として通算することができます。

(施設等において必置とされている相談援助業務に従事する者)

区分	対象事業及び施設	対象となる職員 (職種)	規定する法令・通知等
B01	特定施設 入居者生活介護	生活相談員	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生労働省令第37号) 第175条第1項第1号
B02	地域密着型 特定施設 入居者生活介護	生活相談員	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号) 第110条第1項第1号
B03	地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	生活相談員	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号) 第131条第1項第2号
B04	介護老人福祉施設	生活相談員	「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生労働省令第39号) 第2条第1項第2号
B05	介護老人保健施設	支援相談員	「指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年厚生労働省令第40号) 第2条第1項第4号
B06	介護予防 特定施設 入居者生活介護	生活相談員	「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号) 第231条第1項第1号
B07	指定計画 相談支援事業	相談支援専門員	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第28号) 第3条
B08	指定障害児 相談支援事業	相談支援専門員	「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第29号) 第3条
B09	生活困窮者自立 相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙(別添1)自立相談支援事業実施要領3(2)ア